

熊本学園大学産業経営研究第24号抜刷

2005年3月発行

< 調査資料 >

熊本県農業史断片

— 戦後農地改革と自作農の創設 —

山 内 良 一

熊 本 学 園 大 学

産 業 経 営 研 究 所

< 調査資料 >

熊本県農業史断片

— 戦後農地改革と自作農の創設 —

山内良一

目次

農地改革の経緯と成果

- 1 農地改革の一般的位置づけ
- 2 農地改革の経緯と成果
 - (1) 小作地の解放実績
 - (2) 地主所有農地の買収
 - (3) 農地所有形態別の農家戸数の変化

改革期における地主側の抵抗

- 1 球磨郡湯前町における農地委員会解散事件
 - (1) 小作人組合の結成
 - (2) 紛争の発生と経緯
 - (3) 紛争の結末
 - (4) 農政調査会による評価
- 2 大地主所有地の収用

阿蘇山東部・畑作地帯における

戦後改革と生産力前進

— 波野村にみる農地改革から 営農改善へ —

- 1 波野村の概況
- 2 耕地・林野利用の歴史と「個人割り慣行」
 - (1) 波野村における耕地・林野利用の歴史
 - (2) 阿蘇山東部の「個人割り慣行」
- 3 波野村における小作地の解放
- 4 新しい「波野型営農」への前進

I 農地改革の経緯と成果

1 農地改革の一般的位置づけ

戦後農業の起点となる農地改革は、戦前における日本資本主義の基礎構造的な一環をなしていた半封建的・地主的土地所有の根幹を解体し、わが国農村における地主・小作間矛盾を基本的に喪失させ、ひろく自作農的土地所有を成立せしめた。それは、単に起こるべくして起こった改革というだけでなく、改革の途中であらわれた微温的な地主的改革の途（第一次案にみられるごとく）にさえも妥協を許さなかったという、世界史的にみてもきわめて熾烈な土地改革であった。

改革の歴史的意義と評価については、長年にわたる多くの実証研究をとおして明らかにされてきているので、ここで改めて検討する余地はないが、すでに一般共通の認識がえられている点をいくつかあげておきたい。一つは、改革前に小作零細農民を圧迫していた高率小作料という苛重をとりのぞいたということ（ただ、現物小作料から金納化への政策的指導は戦前段階において実施されつつあった）。二つは、生産力の展開過程から見た場合、戦前における土地所有制度の支配的基礎をなしていた「寄生地主的土地所有」が—それは、かつて「地主手作型」といわれた自作大農の経営からの離脱、すなわち地主化への変転過程であった—、その規模においても、その生産関係においても、わが国の農業生産のうちに占める地位を喪失してしまったということ。と同時に、「中農標準化傾向」あるいは「自小作前進層」として表現され、直接

の生産力担当主体（経営主体）として前進しつつあった自作的経営層の内発的なエネルギーが文字どおり前進力を発揮しうる条件が生まれたことである。そして三つは、地主制と結びついてきた村落共同体的秩序や家長制などの前近代的な生活様式を風化せしめる契機をあたえたことなどである。これらを通して日本農業は新しい発展の基礎をつくりだしたといえる。

なお、改革を画期とする土地所有制度（日本資本主義の基礎構造の一環をなしていた半封建的・地主的土地所有）の変化をめぐる歴史的評価について、二つの相対立する見解があることを付言しておきたい。その一つは、改革をわが国の国家独占資本主義体制における「政策的変容の一過程」としてとらえ、戦前と戦後とにおける日本資本主義の基本的性格は同一であり、「両者の間には段階的差異しかない」とする見解であり（一般に「連続説」と呼ばれる）、いま一つは、改革の限界を認めつつも、その本質は日本資本主義の構造的基底をなした地主的土地所有制をその根幹において解体せしめたという点で、戦前・戦時の農地政策とは「歴史的断絶（断層）」があり、資本主義の性格において段階的差異に解消しえない「構造的な差異」があるとする見解である（「断絶説」と呼ばれる）。こうした見解の対立は、周知のように、戦前日本資本主義の発展過程の理解にたいする相違に起因するものであろう（これらの見解については、大石嘉一郎・文献）。

いうまでもなく農地改革は、連合国軍総司令部（GHQ）がめざした経済民主化のうちでも重要なものの一つであったが、同時に、その改革の着手にあたっては、わが国の農林官僚を中心として戦前・戦時段階からすでに準備されつつあった農地制度改革案が果たした役割が大きかったということも特色であろう。すなわち、明治期以来の上からの産業近代化政策に支えられながら成長してきた独占資本体制は、その体制そのものを揺るがしかねない矛盾——工業と農業との不均等発展を背景とする経済の全般的危

機と農業内部における地主的土地所有と小作農民との対立など——が顕在化するなかで、地主制自体を変革することなく、矛盾を微温的に緩和するための諸政策を実施していった。例えば「小作調停法」（1924年〔大正13〕）であり、また「自作農創設維持補助規則」（1926年〔昭和元〕）である。こうした一定の妥協的改善による農地制度改革を底流としつつ、戦後改革を契機として、むしろ桎梏となっていた地主的土地所有が解体されていったともいえる。こうしてみると、たしかに農地改革は、戦前からの地主制の矛盾解決の方向としては一定の連続性をもっているといえよう。しかし、改革の過程における激しい地主側の抵抗や政府案（第一次改革案）の不徹底性をみれば、地主的土地所有をなんとか温存・維持していこうとする、いわば地主的改革の意図も明確であった。しかし結果として、占領軍および対日理事会の直接的な介入と政策指導という、いわば外部的契機によって、はじめて地主的土地所有制そのものが根絶されていったという事実（第二次改革）からすれば、戦後の農地改革と戦前の農地政策との間には一定の断絶性（断層）がみとめられるのである。

いずれにしても、わが国農業の宿痾の一つであった零細農耕様式は残されたまま、自作農的土地所有をベースにした小農民的経営が定着していった。

2 農地改革の経緯と成果

— 第一次改革案から第二次改革へ

ここで、改革の全国的な経緯を簡単に整理しておこう。1945年（昭和20）の11月16日の政府閣議に「農地制度改革に関する件」（日本政府案要綱）が提出され、若干の修正と追加の後に閣議決定される。以後、第89帝国議会（11月26日召集）において「農地調整法改正案」（いわゆる第一次改革案）として12月6日に衆議院本会議に上程され、12月29日に法律第64号として公布されたあと、翌年4月より実施される予定であった。その骨子をみると、つぎのよう

である。

小作料の金納化。

耕作権の強化。

農地委員会の民主的改組（地主・自作・小作各5名，官選3名）。

不在地主所有地の全部，在村地主では5町歩を超える部分を5年間で解放。

これによれば，当初の農政局原案（松村謙三農相による私案をベースとした）から大幅に後退し，解放対象となる地主は10万戸（原案では約100万戸），解放小作地は90万町歩（同150万町歩）で解放率はわずかに30%（同70%）という，きわめて微温的なものであった。

ところが，議会会期中の12月9日，連合国軍総司令部（GHQ）による「農地改革についての覚書き」（いわゆる「農民解放指令」）が発せられた。それは，日本政府による改革案を事実上否定し，翌年3月15日を期限とする新たな改革案を司令部に再提出せよ，との厳しい内容であった。こうして第一次改革案は流産する。翌年4月の連合国対日理事会で農地改革の必要性があらためて強調され，以後，具体的な改革案づくりは対日理事会の場に委ねられたのである。結局，6月の第7回理事会においてイギリス案を骨子とする理事会案が採択され，日本政府へ勧告された。これにそった新たな改革案が法案化され（いわゆる第二次改革案で「農地調整法改正」と「自作農創設特別法」の2法案からなる），21年10月11日の議会で成立，21日に公布された。その骨子は，つぎのとおり。

国家買収方式

不在地主所有地の全部を解放し，在村地主の保有限度は1町歩（北海道は4町歩）。

自作地でも平均3町歩（北海道12町歩）を超える分も買収。

農地委員会の民主的改組（地主3名，自作2名，小作5名，必要に応じ中立委員3名以内）。

改革は2年間で遂行。

こうして「耕作者の地位を安定し，その労働の成果を公正に享受させるめ，自作農を急速且

つ広汎に創設する」（自作農創設特別措置法第1条より）との基本方針のもと，全国で約220万町歩の小作地（九州は約28万町歩）のうち，在村地主に平均1町歩の保有地を許すのみで，それ以外（全国で約180万町歩，九州は約20万町歩）は全て買収し，直接生産者たる小作農民に売り渡して，自作農民を全般的に創設することになったのである。

改革作業は，翌1947年（昭和22）3月1日より第1回買収が開始され，実際には5年の期間にわたり51年（同26）7月の第19回買収で作業が一段落した。実質的な農地買収は47年から48年にかけて集中的に実施されている。その結果，改革前（昭和16年）には全国の耕地面積の46%を占めていた小作地は，改革後（昭和26年）には約10%にまで激減し，解放率は約90%に達した（表-1，図-1）。

熊本県における農地改革の実績を概観してみよう。

（1）小作地の解放実績

小作地率の変化をみている（表-2，図-1）。改革前（昭和20年11月）の農地総面積13万7,147町歩（1町歩は約1ヘクタール）のうち，小作地面積は6万6,585町歩で小作地率は48.6%であった。この割合は，全国平均（45.9%）より2.7%，九州平均（41.0%）からすれば7.6%も高く，九州地域では最高率であった。そして改革過程で買収対象となった農地5万3,098町歩のうち，小作地面積は5万1,779町歩，残りの1,319町歩が旧軍用地や物納農地などの国有地への所管換えである。そのほか，牧野514町歩，未墾地22,165町歩が買収された。その結果，昭和25年8月の時点での小作地は1万5,741町歩となり小作地率は11.5%に低下した。すなわち，戦前の小作地のうち77.8%が解放されたことになるが，その解放率も全国（80.1%）に比して相対的に低かったといえるだろう。ただ，表-1にみられるように，熊本県では，解放見込み面積（昭和23年2月の第1次報告）において九州各県のなかで最も多く（九州全体の24%を占める），

また解放実績面積でも、1952年(昭和27)10月現在(すなわち、昭和27年10月21日に農地法が施行されるまで)の累計で5万4,831町歩が買収され(これも九州全体の約24%)、かつその全てが売り渡されており、九州の他県と比較して改革の実績が先行している。この理由については詳細な実態を踏まえなければならないが、一般的には次のような点があげられるだろう。

熊本県内では、強制買収の対象となった不在村地主の小作地の割合が高かったこと(前掲書『九州農地十年の歩み』表16によると、昭和25年現在で個人・不在地主の所有地は九州全体で6万9,316町歩、そのうち熊本県だけで1万9,905町、28.7%を占める)。

在村の地主についても、その小作地面積は他県を大きく上回っていた(同じく九州全体では10万4,851町歩、そのうち熊本県は2万2,870町歩で21.8%)。

熊本県内の「永小作権の目的となっていた小作地」の割合が高かったこと(九州全体の半数近い44.5%)。

地主から自主的に被買収を申し出た件数が多かったこと(25年現在まで「地主が申し出た農地のうち小作地であったもの」は九州全体で1万3,701町歩、そのうち熊本県は2,755町歩で2割を占める)。

(2) 地主所有農地の買収

地主所有地の買収過程を、当初の改革期限とされた昭和25年8月時点(表-2)と、『農地法』施行による移行期の27年10月までの実績(表-1)による統計資料からみると、およそ次のようなことが指摘される。

九州全体で22万9,794町歩(25年時点では22万2,289町歩)の地主所有地が買収及び所管換えとなり、そのうち熊本県は5万4,831町歩で(25年時点では5万3,098町歩)、九州全体の23.9%におよんでいる。さらに、当時の地主の所有面積のなかでも、九州各県ともに在村地主所有の小作地面積の割合が高かったことがうかがえる(これは近畿、西南諸地域に共通してみられたことであるが)。表-2によれば(昭和25年)、全国で買収及び所管換えの対象となった面積193万3,009町歩のうち、在村地主の所有地は87万5,513町歩(46.1%)であったのに対し、九州は買収農地22万2,289町歩のうち在村地主地は11万938町歩(49.9%)を占め、なかでも熊本県では5万3,098町歩のうち在村は3万170町歩で、56.8%も占めていた。他方、不在地主所有地の割合についてみれば、全国の36.9%にたいし九州では33.4%とやや低いが、熊本県では37.4%と例外的に高い水準を示

表-1 小作地の解放見込み面積と解放実績(昭和27年10月20日現在)

(単位:町歩)

	解放見込み面積 第1次報告(昭和23.2)	買収及び所管換え面積		売り渡し面積
			内、買収面積	
全 国	1,656,281	1,992,329	1,806,240	1,973,227
福 岡	34,961	42,836	41,501	41,650
佐 賀	17,588	21,707	19,676	21,110
長 崎	16,046	20,454	19,141	20,182
熊 本	45,563	54,831	51,870	54,831
大 分	20,964	24,810	24,119	24,424
宮 崎	20,933	25,437	22,614	25,076
鹿 児 島	31,276	39,719	39,053	39,407
九州 計	187,331	229,794	217,974	226,680

資料) 農林省熊本農地事務局編『九州農地十年の歩み』1957年、19~22ページより加工。

表-2 農地改革の実績

(単位:町歩)

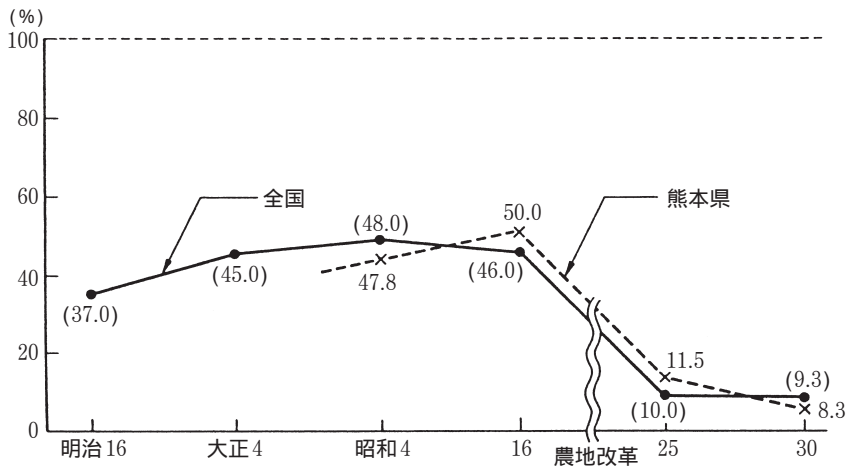
区分	農地改革前(昭20年11月)			改革における買収および所管換え面積						改革後(昭25年8月)		
	農地 総面積 (A)	小作地 面積 (B)	小作 地率 (B)/(A)	買収及び所管換え面積		不在地主 所有 (買収分のみ)	在村地主 所有 (買収分のみ)	解放率		農地 総面積 (E)	小作地 面積 (F)	小作 地率 (F)/(E)
				(C)	うち、小 作地面積 (D)			(C)/(A)	(D)/(B)			
全国	5,155,697	2,368,233	45.9	1,933,009	1,895,988	712,352	875,513	37.5	80.1	5,200,430	514,724	9.9
九州	705,597	289,008	41.0	222,289	217,033	74,318	110,938	31.5	75.1	708,822	72,779	10.3
熊本県	137,147	66,585	48.6	53,098	51,779	19,905	30,170	38.7	77.8	136,880	15,741	11.5

資料) 農林省『農地改革による農地等の解放実績』(昭25年8月), 農林省熊本農地事務局『九州農地十年の歩み』1957年, 53~55ページなどより抽出し作成。

注) 「買収および所管換え」は所有形態別(「不適正経営の自作地」や「仮装自作地」などの自作地売買分を含む)と収用形態別とに区分される。例えば熊本県の場合をみると、下図のような関係となる。

買収及び所管換え面積(町歩)					
53,098					
所有形態 (個人 法人団体)	小作	51,779		不在	買収
		19,905			
	自作	1,319		在村	収用
30,170					
		3,023		所管換え	

図-1 総経営耕地面積に対する小作地率の推移



資料) 農林省熊本農地事務局『九州農地十年の歩み』1957年より作成。

注) ●()は全国, ×--×は熊本県の小作地率をそれぞれあらわす。ただし、小作地には自作小作、小自作地の分を含む。

していた。
 買収を受けた地主戸数についてはどうか。
 県内で農地買収の対象となった地主の実数
 (表-3、在村および不在地主の所有規模別実数と
 法人・団体地主の戸数)は7万8,224戸にのぼ
 り、このうちの52.1%にあたる4万738戸
 (個人地主4万120戸、法人・団体地主618)が
 不在村地主で、残りの3万7,486戸(個人3
 万4,423戸、法人・団体3,063戸)が在村の地主
 であった。とりわけ不在村地主の数につい
 ては、九州各県のなかでも際立って多く、
 九州全体の不在地主の合計18万191戸(個
 人17万7,264戸と法人・団体2,927戸)のうち
 22.6%をも占めている。このことは熊本県
 を他県と画する特徴となっていた。
 さらに所有規模別の地主の数をみても、熊
 本県においては大土地所有の地主がとりわ

け多いことがうかがえる(表-3)。まず在村
 地主(個人)については、5町歩以上の地主
 総数において、熊本は1,063戸で、他県(鹿
 児島が706戸、福岡は667戸など)を大きく上
 回る。その規模別では5~10町歩地主が730
 戸(鹿児島・520戸、福岡・471戸)、10~50町
 歩では312戸で他県の2、3倍の数にのぼる。
 そして50町歩以上の在村の大地主が21
 戸も存在した(宮崎・12戸、福岡・8戸)。こ
 の傾向は不在村の地主についても同じであ
 る。不在地主(個人)のうち、5~10町歩規
 模の地主が332戸(宮崎が225戸、福岡は156
 戸)、10~50町歩では185戸(宮崎・58戸、福
 岡・73戸)といずれも他県を大きく上回って
 いたし、50町歩以上では16戸の不在地主が
 存在した。
 改革前には、50町歩以上を所有する地主は

表-3 買収を受けた地主(在村・不在村別)の戸数・売渡し農家数(1950年8月)

区分 県別	在 村 地 主								法人・団体 地主 計
	個 人 地 主								
	5反未満	5反~1町	1~3町	3~5町	5~10町	10~50町	50町以上	計	
福 岡	20,490	5,655	4,487	986	471	188	8	32,285	6,132
佐 賀	15,174	2,581	2,447	425	199	96	4	20,926	6,091
長 崎	23,946	5,286	2,988	506	243	84	5	33,058	4,153
熊 本	23,369	4,594	4,030	1,367	<u>730</u>	<u>312</u>	<u>21</u>	<u>34,423</u>	<u>3,063</u>
大 分	17,282	3,202	2,329	413	189	93	8	23,516	902
宮 崎	12,115	3,365	3,853	616	303	156	12	20,420	1,201
鹿 児 島	30,342	6,618	4,785	1,150	520	179	7	43,556	994
計	142,718	31,301	24,919	5,418	2,655	1,108	65	208,184	22,536

(つづき)

(単位:戸)

不 在 村 地 主									売渡しを 受けた農家数	総農家戸数 (1950年2月)
個 人 地 主										
5反未満	5反~1町	1~3町	3~5町	5~10町	10~50町	50町以上	計			
29,474	4,505	2,193	2,361	156	73	2	36,764	855	131,587	172,250
16,321	2,748	1,268	1,208	87	31	1	20,664	477	67,566	81,725
20,516	2,513	1,010	155	52	22		24,268	356	93,800	124,256
31,618	4,607	2,825	537	<u>332</u>	<u>185</u>	<u>16</u>	<u>40,120</u>	<u>618</u>	<u>138,438</u>	<u>172,159</u>
16,636	1,620	760	130	76	39	2	19,263	229	75,650	136,601
8,748	1,519	1,338	379	225	58	5	12,322	220	75,319	114,021
19,759	2,463	1,243	255	122	29	2	23,863	172	145,134	246,234
143,072	19,975	10,687	2,025	1,040	437	28	177,264	2,927	727,494	1,046,706

資料) 農林省熊本農地事務局編「九州農地十年の歩み」1957年、16~56ページの表-19、表-21、表-59より加工作成。

表-4 熊本県・150町歩以上地主

(単位:町歩)

地主名	住 所	面積	地主名	住 所	面積
細川 護立	熊本市横手町	1,300	米村 学	八代郡和鹿島村	220
公益組合	八代市	818	井芹 康也	八代郡宮原町	180
熊本県	昭和・文政村	661	広瀬 久門	玉名郡豊水村	180
富永彦十郎	上益城郡白旗村	350	坂田 道男	八代郡植柳	180
江藤 繁雄	菊池郡陣内村	320	水野 辰彦	飽田郡三和町	180
椎葉友次郎	球磨郡五木村	267	楠田郁田郎	熊本市本山町	170
田代 保之	玉名郡横島村	250	竹下 あい	熊本市出水町	157
松井 敏之	八代郡松高村	220	弓削 和三	八代市本町	150

資料) 森田・花立・猪飼編著『熊本県の百年』山川出版, 1985年, 306ページより。

熊本県内に43戸いたが(表-3, 在村の個人地主21戸と法人団体の2戸, 及び不在村の個人地主16戸と法人団体4戸, なお法人団体の分は表-3では総数のなかに計上), 他の調査によれば, とくに阿蘇地方に多く, 10町歩以上の地主になると阿蘇地方のほか, 菊池, 鹿本, 玉名など菊池川流域や, 上益城^{カミマシキ}, 下益城地方の緑川流域, それに球磨地方など, 県内の主な米作地帯に多かった。なかでも, 150町歩以上の大地主は表-4にみるように, 旧藩主細川家の1,300町歩を筆頭に16戸が存在した。

(3) 農地所有形態別の農家戸数の変化

農地所有および経営形態の側面から農家戸数の変化をみてる(表-5)。

1941年(昭和16)8月現在の全農家戸数は13万8,388戸であったが, 改革が一段落する50年(昭和25)2月現在では17万2,159戸に増加している。これは, 戦後の経済復興がまだ軌道に乗らない時期で, 外地からの引き上げ者による就農, 食糧不足や戦災に遭った都市部からの帰郷者, 新しく開始された開拓地への入植などによるものであり, 全国共通の現象でもあった。なお, 国家再建・食糧増産政策のもと, 「緊急開拓事業実施要領」(昭和20年11月閣議決定)により新たに開発された農地は, 国有林や原野, 旧軍用地などであった(表-7)。熊本県では, 表-7にみるように, 国有林や旧軍用地から開拓農地への転用が多かったようである。軍用地

としては菊池, 玉名, 黒石(現・熊本市), 八代, 城南, 人吉などにあった飛行場をはじめ, 熊本市の渡鹿, 帯山練兵場などが対象となっている(松岡智・文献)。

そのようななかで, 昭和16年に28.1%(3万8,845戸)をしめた完全小作農は, 25年には5.7%(9,810戸)に減少した。それに相応して, 完全自作農は25.8%(3万5,662戸)から59%(10万1,569戸)へと急増した。

要約すれば, 戦前段階における経営形態の特徴として, 熊本県の場合は小自作農(21.2%)および小作農(28.1%)の割合が比較的によく, いわば「小作型経営」に傾斜していたといえるだろう。それが, 改革実施後の昭和25年頃には, 全農家戸数が増大するなかで, 完全小作農は5分の1に激減(小作農の80%が農地の売り渡しを受けた), 小作性の強い小自作農も約4割に減少, 対して自作性の強い小自作は約1.5倍に増加, そして完全自作は約3倍近くに増加している。こうして, 「耕者有之田」の原則のもと小作地の圧倒的部分は耕作者自身の所有となり, それまでの小作農は自作農あるいは自小作農となった。

ところで, 農地改革前の熊本県における大土地所有地主の存在形態について, どう評価すべきか。ここではその詳細な分析にまで至ることはできないが, すでに先学によって分析され明らかにされた成果の一部を紹介させていただき

表-5 自・小作別農家戸数の変化

区分	総数		自作農		自小作		小自作		小作		(この区分については注参照)				
	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	貸付地1ha以上 保有の耕作農家		不耕作農家		
全 国	昭和 16.8.1	5,498,826	100.0	1,545,408	28.1	1,138,975	20.7	1,070,028	19.5	1,524,290	27.7	(戸)	(%)	(戸)	(%)
	25.2.1	6,176,404	100.0	3,821,531	61.9	1,590,582	25.8	410,851	6.7	312,364	5.1	195,996	3.6	24,129	0.4
												その他 41,076 (戸) (%) 0.7			
熊 本 県	昭和 16.8.1	138,388	100.0	35,662	25.8	29,433	21.3	29,388	21.2	38,845	28.1	(戸)	(%)	(戸)	(%)
	25.2.1	172,159	100.0	101,569	59.0	45,992	26.7	12,791	7.4	9,810	5.7	4,023	2.9	1,037	0.7
												その他 1,997 (戸) (%) 1.2			

資料) 農地改革記録委員会『農地改革顛末概要』1951年、650～656ページ、前掲『九州農地十年の歩み』56ページより。

注) 昭和21年4月の農家人口調査より、貸付地1ha以上保有農家を除外し、さらに昭和25年2月の農林省センサスより自・小作農家以外については「その他」として、従来の区分とは比較できないので注意を要する。なお、自作農とは所有地90%以上、自小作は同50～90%、小自作は借入地50～90%、小作は同90%以上、その他は所有地・借入地共50%未満および不耕作農家を含む。

表-6a 熊本県・自作地・小作地面積の変遷

(単位:町歩, %)

年次	総数			田			畑		
	総数	自作地	小作地	総数	自作地	小作地	総数	自作地	小作地
昭和16年	145,674	72,905	72,769 % (50.0)	78,922	31,415	47,577 % (60.2)	66,682	41,490	25,192 % (37.8)
22年	123,336	71,627	51,740 (41.9)	70,770	35,421	35,349 (49.9)	52,597	36,206	16,391 (31.2)
24年	126,460	107,736	18,722 (14.8)	79,778	59,329	11,499 (16.2)	55,680	48,407	7,273 (13.1)

資料) 農地改革記録委員会『農地改革顛末概要』1951年、651ページより作成。

表-6b 熊本県・自小作地別農家戸数の変遷

(単位:戸, %)

年次	総数	1町歩以上(16年)・保有限度(24年)の貸付耕地所有農家		自作農		自作兼小作農		小作兼自作農		小作農	
		戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
昭和16年	138,388	4,023	(2.9)	35,662	(25.8)	29,433	(21.3)	29,388	(21.2)	38,845	(28.1)
22年	157,116	57,248	(36.4)	31,330	(22.0)	25,309	(16.1)	43,164	(27.5)
24年	172,391	4,275	(2.5)	89,688	(52.0)	48,790	(28.3)	14,137	(8.2)	15,500	(9.0)

資料) 農地改革記録委員会『農地改革顛末概要』1951年、650ページより作成。

表-7 緊急開拓事業による取得農地の実績

(単位：町歩)

県名	民有地	国有林	旧軍用地	その他	計
福岡	10,601	1,090	3,114	26	14,831
佐賀	4,736	762	257	1	5,756
長崎	8,625	1,767	3,730	-	14,122
熊本	18,429	3,406	3,039	18	24,892
大分	19,752	1,086	1,899	-	22,737
宮崎	11,493	9,057	9,965	179	30,694
鹿児島	22,750	8,745	4,032	-	35,527
計	96,386	25,913	26,036	224	148,559

資料) 農林省熊本農地事務局編 『九州農地十年の歩み』 1957年、102ページより加工。

たい。

田中定氏は『佐賀県平坦地帯一農村の分析』(1939年)において次のように指摘している。やや長くなるが、あえて引用させていただく。

「農家組成の二つの形式、即ち耕地広狭別組成と自小作別組成とは相互に密接なる関連を有する。尤も、この関連は土地制度の規制を受けるため可成り歪曲されざるを得ぬのであるが。(中略)

山形・群馬・富山・熊本の4県は一見自小作型をとるとはいへ、真実の内容よりすれば小作型(第二次指標)をとることが知られるのである。(中略)

そこで、まづ、小作型諸県について一言するならば、この型をとる場合には、共通に大土地所有の比重が全国のそれに比して遥かに高くなってあるということからして、当然に農業経営は小作型をとらざるをえぬのであり、而して、小作型をとり、しかもまたすべて一毛作地帯に置かれるといふ事情を考慮に入れるならば、(中略)むしろわれ々は、低級なる生活水準を基底とするところの所謂東北的段階を想ふべきである。たゞ熊本は一例外をなす。これは、郡築をはじめとし新旧の干拓地帯を多く有するといふ特有の事情に負ふものである。」(田中・文献, 293~295ページ)。
また、山田龍雄氏は『熊本県たばこ史』(1968

年)のなかで、熊本県における地主層の行動形態の特異性について、九州の他県との比較において次のように説明する。

「この時期になると、地主層は全国的に言えば一般に寄生地主と呼ばれるものに転生し、(中略)もっぱら小作料と米価の動向に関心をもつようになる。ところが肥後米券倉庫に結集した熊本県の大地主は、その後も中小地主をも含めて地主会等を組織し行政官庁や農会の督励機関あるいは側面的別働隊ともなって、農事指導に多大の関心や直接の努力を払っている。

このことは、地主関係の統計に全国的傾向とはやや異なった傾向をしめすことになる。それを九州各県との対比によって明きらかにすれば、熊本県では50町以上の大地主が大正初年までふえており、その後減少するが、その減り方が少ない。これに対し福岡・佐賀・長崎の3県では明治末期に最高に達し、その減り方はすみやかである。(中略)このように熊本県では鹿児島ほどではないにしても大地主がおそくまで増えつづけ、また確実におそくまで残っていることは、それだけ地主制が強かったことを意味する。」(山田・文献, 490ページ)。

このようにして、熊本県では全国的にも九州地域でみても、また在村と不在村とを問わず太

地主が多く、かつその支配力は強固であったといえるが、農地改革によって、その直接の影響力は消え去り、耕作者自らがその労働の成果を享受しうる立場におかれるようになった。

この改革の結果としての根本的な変化は、まず第1に、従来の小作料に相当する部分が直接生産者たる農家の手もとに残されることになったことである。そのために農家の生活水準が向上するとともに、余剰部分が生じれば農家経済における資本の蓄積が可能となったのである。第2に、農業資本の蓄積によって、経営における農業機械や施設、農薬の使用が積極的に導入されていったことである。そして第3に、戦前では地主に依存せざるをえなかった生産技術の改良や土地改良投資に対しても、国家資金による助成を受けながらではあるが、生産者自らが取りくむことができるようになったのである。

II 改革期における地主側の抵抗

1 球磨郡湯前町における農地委員会解散事件
熊本県内で買収の対象となった地主のうちで、中小零細地主が多かったことも事実である。したがって当時の状況からして、買収農地をめぐる、地主側から強い抵抗がみられたことは容易に推察しうるが、事実、当時の農地調整法改正にかかわる訴訟・係争事件のうち、地主の不法な土地取り上げだけでも412件にのぼった(表-8)。これは『農地調整法改正』施行(つまり第二次改革実施)後、翌年8月までの発生件数で、本渡、大津、人吉、牛深、多良木などの地域で多発している。とりわけ8カ月にもわたった熊本県湯前町での地主・小作間の紛争は、全農、日農をまきこんで全国的に影響をおよぼした。この紛争の概要を記しておこう(資料は農政調査会『農地改革事件記録』1956年、熊本社会運動史研究所「会報・No20」1980年など)

(1) 小作人組合の結成

湯前町は県南の球磨郡東部に位置し、湯前鉄道の終点にあり、人口8,348人(1947年3月現在)

を有す小邑である。農地改革当時、農家戸数は約700戸、うち500戸が小作農ないし自小作農で、田畑約600町歩のうち小作・自小作農民が約360町歩を耕作していた。この地で「湯前小作人組合」が結成されたのは、連合国軍総司令部(GHQ)による「農民解放指令」が発せられた数カ月後の1946年(昭和21)4月である。岡武六氏を組合長として、組合員は280名、小作農だけでなく自作農民も参加していた。

組合は岡組合長の指導下、農地改革の実施、農村民主化、組合の新しい経済活動などについて活発な自由討議や意識の昂揚につとめ、着々と成果をもたらしていった。

(2) 紛争の発生と経緯

こうした新興勢力の成長にたいし、地主層を中心として町を支配する旧勢力側は危機感をいだき、同年の9月に「湯前町農民組合」(地主組合)を結成する。組合長は豊永鶴一氏(地主、翌年4月の選挙で町長)、組合員は公称763名であるが、農民組合といっても非農家105名や地主側の圧力により勧誘された小作農や自作農も含まれていた。この小作農対地主の対立は、町を二分して先鋭化していった。

46年(昭和21)の12月に第1回農地委員選挙が実施され、同町では地主委員3名と自作委員2名はいずれも地主組合側が当選したが、小作委員5名は小作人組合側が占めて勢力は伯仲、このため会長互選も不可能な事態となり、農地買収計画も遅れる状態となる。そこで県の指示により、町長は、地主組合関係より2名、小作人組合関係より1名(岡組合長)の3名を桜井県知事(当時)に上申した結果、翌年2月に知事裁定により岡組合長が農地委員会の会長となった。地主側はこの決定に不満で、町長は委員会の事務局に職員を送ろうともしなかった。小作人組合側も農地買収計画について保守勢力に一步も妥協せずの姿勢であった。

こうしたなか、1947年(昭和22)5月、地主組合側が農地委員会の岡会長にたいする職務執行停止の仮処分申請を熊本地裁・人吉支所へ提

出した。訴訟の直接原因の一つは、小作地買収の前提として小作人組合が小作料の一括金納を断行し、これを拒否した地主にたいしては肥後銀行の小切手を以って支払う方針を決議したことによる。これに対し地主 189 名中の 6 名が「自分の小作人でない岡氏より小作料を受け取る理由なし」とか「買収計画の対象となっている土地面積が実際と食い違っている」などと言いたて、それぞれの小作人にたいし、債務不履行・信義則違反であり小作契約の解除を求める故に直ちに土地を返還すべき旨の内容証明郵便を送付した。しかし小作人側はかかる行為なしとして黙殺した。

ところが岡会長の職務執行停止の仮処分申請にたいし、熊本地裁人吉支部は 1 回の口頭弁論も開かず仮処分を発令したため、町農地委員会の機能が全面的に停止するにいたった。そして小作人組合と地主組合の対立は激化し、県知事、県農地課長をもまきこみながら、湯前町農民組合（地主側）は全国農民組合のテコ入れにより全農湯前支部を結成し、また湯前小作人組合は日本農民組合・熊本県農民連盟の支援をうけて、町内を二分する抗争が 8 カ月間余りにわたってつづけられたのである。

(3) 紛争の結末

この間、仮処分の取り下げ、再度の仮処分申請発令とその取り下げなどが行われるなか、県農地委員会は現地調査を行い、それにより「湯前農地委員会の解散と同時に同町農民組合も解散すべき」旨を 7 月 30 日の第 6 回県農地委員会において報告した。これに基づき知事は同年 8 月 5 日付で湯前町農地委員会および湯前町農民組合（地主側組合）の解散を命令し、農地委員会については新たに再選挙を実施すること、地主側組合は訴訟を取り下げ、自主解散することとなった。そして再選挙の結果は、地主側 6 名、小作側 4 名で小作人組合は敗北した。

(4) 農政調査会による評価

農政調査会では、この紛争事件を調査した結果として次のように結論づけている。

「(地主および一部自作の町農地委員が岡会長の不適任性を指摘して県知事宛に提出した) 上申書の内容は、いずれも不確かであって説得力に乏しく、極めて感情的な議論であると云わねばならない。(中略) 彼らの意図するものは一体何であるか、所謂『地主攻勢』と云うべきか『感情問題』であるか、又は政治的な攻勢であるか、この問題を定義づけることは難しい。ただ次のことは確かに云える。

政治的な町民の対立 — 新興勢力に対する保守勢力の対立には極めて深刻なものがあり、而もその争いは委員会に直接つながっているものではあるが、その為に委員会の運営が歪められたり、仕事がおくれていると云うような点は今日までのところ見出せない。(中略)

斯くして我々がつかんだ最後の結論はこうである。

- 一. 湯前町農地委員会が今直ちに解散しなければならない理由は少しも認められない。
- 一. 併しながら二つの勢力の対立意識が極めて激しいので、そのために将来の委員会の運営に悪い影響を与えないとは必ずしも保証することは出来ない。
- 一. 県当局が適当な方法により指導監督すれば、委員会の勢力バランスは却ってこの町の農地改革に有益な結果をもたらすことになるう。」(農政調査会・文献, 966~7頁)。

2 大地主所有地の収用

このほか、天草郡内の村で警察官が農地委員会に出席し、小作委員を共産党と中傷して発言をおさえようとした事件や、地主側による暴行傷害が県下で 12 件も発生した。

いまひとつ、大地主所有地をめぐる紛争として旧藩主細川家所有の立田山の林野解放闘争があげられる。細川家は、第一次農地改革の直後から立田山の林野約 300 町歩を東洋繊維工場に売却する交渉をすすめていたが、地元農民は食糧増産こそ国家の急務であるとして、戦災者・引揚者と共同して、約 200 人が農民への解放を

表-8 熊本県における地主の土地取上げ要求に起因する争議

年次	地主の引上げ要求		返還したものの	
	件数	要求面積	件数	引上面積
昭和	件	町	件	町
20. 8.15 ~ 21. 8.14	412	124.1	173	33.1
21. 8.15 ~ 21.11.21	113	11.1	68	6.6
21.11.22 ~ 22.12.31	355	24.1	151	12.8
22. 1. 1 ~ 22.12.31	213	26.1	60	5.5
23. 1. 1 ~ 23.12.31	778	53.5	567	19.7
24. 1. 1 ~ 24.12.31	119	19.5	115	19.3
計	1,990	258.4	1,134	97.0

資料) 前掲『農地改革顛末概要』, 森田誠一・花立三郎・猪飼隆明
編著『熊本県の百年』山川出版社, 1985年, 307ページより。

市農業会に要求。農業会もこれを農用地として細川家と交渉したが、細川家はこれを拒否し、紛糾。農業会は「細川家に誠意なし」として強制収用しようとしたが、福田虎亀市長(当時)が仲介にはいり、当該地を東洋繊維と農民との双方に解放するという折衷案で9月に妥結した。

なお農地改革に関する事件の発生件数は、農林省(当時)の推定によれば、敗戦後の1カ年間に全国で25万件、1946昭和21年8月から47年5月までの9カ月間で20万7,000件といわれる。争議に発展したものの数は、熊本県の場合、敗戦から24年まで約1,990件を数える(表-8)。

Ⅲ 阿蘇山東部・畑作地帯における戦後改革と生産力前進

— 波野村にみる農地改革から営農改善へ —

1 波野村の概況

熊本県波野村は、阿蘇外輪山の東部を登りつめたところ、広漠としてひろがる波野ヶ原を望み、東は大分県竹田市と荻町、西は熊本県一宮町、南は高森町、北は産山村に境を接している(なお、2005年[平成17]2月に阿蘇町、一の宮町、波野村が合併し、阿蘇市が誕生した)。東西約7^{キロ}、南北10^{キロ}におよび、総面積71.46平方^{キロ}を有する。山岳部は奇岩怪石をもつて知られる根

子岳(1,408m)につらなり、東部に荻岳(843m)がある。荻岳に登れば南に祖母の連山、北に久住、西に阿蘇五岳を見渡すことができる。

「波野」という名称は、小丘陵が千波万波のごとくうねりつづく波状傾斜の地形に由来するとされているが、このような地形条件は、地域の農耕様式・所有制に独自の性格を付与することになったといえる。

年平均気温は摂氏12°内外、夏なお涼しく、1974年(昭和49)には九州ではじめてスズランの群生が発見されて話題をよんだ。初霜は10月上旬、晩霜は5月上旬で、無霜期間はわずかに170日に満たない。冬の平均気温は摂氏マイナス3°前後の厳寒の地であるが、夏期の気象条件も悪く、年間2,500ミリを超す多量の雨が6~8月に集中して降り、さらに8~9月には台風が常襲し、これらが多くの自然災害とともに、降雨によるいちじるしい気温低下をもたらし、農作物の生育・収穫に大きな被害を与えてきた。すなわち「原野—役肉和牛(褐毛)—畑作(トウモロコシ・ナタネ中心)」という伝統的な高原畑作の段階においては、自然の暴威が、これらの主要作目を直撃していたのである。さらに3年に1回といわれる火山灰(ヨナ)の被害、そして多量の降雨は河川をなすことなく、この火山灰土壌に直ちに吸収されてしまうため、住民は戦後期においてもなお、飲み水や風呂の水にも

不自由するありさまであった。

こうした地域に生きてゆくためには、農業を唯一の支えとしなければならないが、その農業はきびしい自然条件の制約のもとに、「波野段階」とも呼ばれた限界地的生産を強いられてきたといえる。しかし戦後改革をへて、こうした高原畑作農業を直接に担うことになった生産者は、地域のリーダーによる技術改良指導や営農意識の昂まりにささえられて、採種パレイショや高冷地野菜など換金作物の積極的な導入をはかり、それまでの「二年三作」ないし「一年一作」の自給的な営農形態から脱皮して、やがて「農家3類型・4年4圃輪作体系」にみられるような「新波野段階」ともいうべき集約的農業へ脱皮していくのである。

2 耕地・林野利用の歴史と「個人割り慣行」

(1) 波野村における耕地・林野利用の歴史

まずここで、明治期から戦後期までの波野村の耕地・林野利用状況を概観しておこう。

藤山和夫氏の調査によれば、概ねつぎの5つの画期をもって推移している(表-9、藤山和夫・文献)。

明治年間

明治20年の総耕地面積は1,602町2反、山林は167町6反。山林のうち、159町8反が民有林で、官有林は7町8反にすぎない。これらの山林のほとんどが薪炭用の雑木林で、わずかに杉の人工林(民有)がみられたようである。

大正年間

明治20年から大正4年までの30年間に田が約29町、山林が約190町、畑が約800町も増加して、それぞれ約2倍に拡張されている。

昭和初期

昭和6年では、田が1町9反ほど開田されているが、畑は逆に600町歩も減少した。他方、山林は200町歩の拡大をみた。

戦後改革期

農地改革期の昭和24年に入っても、畑地は一方的に減少し、大正年間と比較すると約1,100町歩の減少である。しかし一方、山林は約3倍の1,095町歩に拡大し、原野も2.7倍の2,722町歩となっている。

昭和30年代

昭和33年では、田と畑のわずかの増加がみられるものの、山林はさらに著しい拡張をみせて、10年間に約3.5倍の3,880町歩となっている。原野はむしろ918町歩の減少となった。

このように、明治中期にわずか170町歩たらずであった林地が、戦後30年代には、その23倍の3,800町歩の大林地に成長した。しかも、そのうち約7割の2,800町歩は、戦後改革期からわずか10年間のうちに出現したのである。すなわち、農地改革後の阿蘇山東部原野地帯の変貌は、波野村を典型として、まず原野の急激な林地化の進行としてとらえることができる。

(2) 阿蘇山東部の「個人割り慣行」

ここで、阿蘇山東部原野における農業構造の歴史的性格についてあらためて俯瞰すれば、藤山氏の前掲調査分析から、つぎの3点において特徴づけられる。

一つは、山林原野の個人割(個人所有かつ個人利用)慣行が支配的であったこと(表-10)。

二つは、そうした波野原野の個人割り慣行を基礎条件として、戦後20年代以降に急激な原野の林地化が進行していったこと。

そして三つは、「原野 - 和牛(褐毛) - トウモロコシ畑」という伝統的な耕・畜の単一循環型経営が営まれてきたこと。それは、原野牧草のしげった波状の小丘陵地とそれに囲まれた「くぼ地(畑地)」に水が流れ込むという厳しい利水条件のもとに、原野と畑地との緊密性が慣行化していたといわれる。これがいわゆる「水流れ慣行」と呼ばれてきたものである。^{注)}

(注) 藤山氏は、調査当時の村の古老からの聞き取りをつぎのように紹介している。

「波野ではずっと昔から原野は個人所有だった。地味の悪い波野では肥草場なしには畑はやっていけない。地主も、畑に原野をつけて小作に出していた。畑のほとんどが原野丘陵に囲まれたくぼ地であって、そこにわずかな水が流れ込むのを利用する。だから周囲の原野はすべて個人畑に結合していた。」(藤山・文献, 23 ページ)

また、個人割り慣行を基礎としていた波野原野について、その所有形態からみると、農地改革前には、村内牧野面積の32%が小作地として存在していた(表-10)。耕地についても、その38%が小作地で、畜産・畑地主の支配のもとにあった。1924年(大正13)の『農務局調・50町歩以上地主名簿』によれば、阿蘇郡全体で50町歩以上の地主が19戸存在していたが、そのうち波野村では大塚実、檜木野惟俊、佐伯廉夫、大塚徹、上村直房の5家があげられている(表-11)。

3 波野村における小作地の解放

さて、波野村における戦後農地改革の作業はどのようにすすめられたか。現在では、改革に

関する一次的史料の収集が困難なため、詳細な実態をみることはできないが、概ねの経緯をたどってみたい。

農地解放実績調査によると、改革当時、村内の牧野の30%が小作牧野として存在していた。耕地もその43%が小作地で、畜産・畑地主の支配のもとにあった。

波野村における畜産・畑地主の詳しい実態はわからないが、大正13年の『農務局調・50町歩以上地主名簿』によれば、阿蘇郡内の「50町歩以上地主」にあたる19戸のうち、波野村には5戸の地主が存在していた。そして、農地改革当時の農地の大口被買収者は表-12のごとくであるが、この上位5名のうち3名が『農務局調・名簿』に登場していた地主である。すなわち、大正年間に存在した「50町歩地主」5戸のうち、3戸が戦後まで残存し、2戸がすでに没落していることになる。しかし、残存の50町歩地主3戸についても、すべて波野村北部の水田地帯に居住していたが、耕地の集中はむしろ停滞・衰退の傾向にあった。ちなみに南部の低生産地域にあった大地主は戦前にほとんどが

表-9 波野村耕地、林野利用状況の推移

	耕 地			原 野			山 林		
	田	畑	計	採草地	放牧地	計	針葉樹	潤葉樹	計
明治20年	反 (3.7)	町 1,598.5	町 1,602.2	-	-	町 -	町		町 167.6
大正4年	293.0	2,381.0	2,410.3	-	-	1,011.5			356.2 (282.4)
昭和6年	312.0	1,770.9	1,802.1	-	-	-	410	140	556.0
昭和24年	241.0	1,281.2	1,305.3	1,532.0	1,190.0	2,722.0	841.0	200	1,095.0 (伐跡54町を含む)
昭和33年	290.0	1,361.0	1,390.0	910.0	690.0	1,804.0 (蓄場308町を含む)	(2,066.0)	(169)	3,880.0 (3,425.0)

1. 各年とも波野村役場資料による。
 2. 明治20年の田3反7畝は明治12年の記録による。
 3. 24年の記録では、原野は上記の外に牧野以外の原野1,074町と竹林45町、畦畔その他760町となっている。
 4. 33年の()内の数字は、林野庁『市町村別林野面積統計書』(昭和33年8月)による。
- 参照) 藤山和夫「波野原野調査(昭和33年)」『波野村誌編纂資料(三)』波野村, 1993年, 9ページ。

表-10 波野村・農地改革前の総牧野面積

	自作	小 作		自作・小作に属さない牧野	計	放 牧 地		採 草 地	
		個人利用	共同利用			個人利用	共同利用	個人利用	共同利用
個人有	在村	反 4,789.812	反 2,230.807		反 7,020.619	反 3,170.205		3,850.414	
	不在		310.000		310.000	135.000		175.000	
法人団体有	在村			反 312.201	反 1,633.925		1,946.126		
	不在				1,946.126				
計	(51.6%) 4,789.812	(30.8%) 2,540.807	312.201	(17.6%) 1,633.925	(100%) 9,276.815	3,305.205	1,946.126	4,025.414	

参照) 藤山和夫・前掲書, 26 ページ。

表-11 波野村・50 町歩以上地主名簿 (大正 13 年当時)

氏 名	職業	所有耕地 (町)				小作戸数
		田	畑	計	うち自作地	
大塚 実	農業	4.6	80.1	84.7	-	80
檜木野惟俊	"	1.7	57.4	59.1	5.0	60
佐伯 廉夫	"	-	78.4	78.4	-	65
大塚 徹	"	2.1	55.1	57.2	-	70
上村 直房	"	-	56.9	56.9	-	50

史料) 大正 13 年『農務局調・50 町歩以上地主名簿』による。
参照) 藤山和夫・前掲書, 28 ページ。

没落している。

藤山和夫氏によれば、「50 町歩地主が、乏しい山東部の畑作地帯に成立をみるのは、多年にわたる土地の集中によるものではなく、彼等のほとんどが旧藩時代、藩境となっていた山東部の世襲郷土で、以来、広大な林野の支配を続けてきたのである」。その事例として「波野村で 1, 2 を争う山林地主で、戦前は坂ノ上集落 40 戸を全部自己の小作として支配していた 50 町歩地主 M 家の場合、当主からの聞取りによると、M 家は天草の乱に従軍して、波野村に 120 町歩の土地を藩公から貰った。数多い波野村の土族のなかで唯一の有禄土族である。南部の龍塚 (立塚) 集落の A 家も、数百年前、豊後恵良から移住してきた郷土で、その屋敷はいかめし

表-12 波野村・農地改革における主要被買収者と被買収農地

区分 氏名	耕地の被買収			牧野の被買収		
	筆数	面積		筆数	面積	
佐伯 廉夫	170	町	反	138	町	反
檜木野惟俊	116	48	7.817	93	33	9.905
大塚 護	159	48	2.214	41	5	6.608
後藤利平次	66	30	4.103	47	6	0.901
高木 磯熊	64	25	1.314	59	9	3.422
檜木野 稔	34	5	6.923
市原 元喜	38	19	6.314

参照) 藤山和夫・前掲書, 29 ページ。

い長屋門を構え、奥座敷には往時の武具、刀剣類が飾られ、仏壇には位牌ぎっしりつめられている。」と描かれている。

1945年(昭和20)11月現在の農地所有状況は、自作地975町歩、小作地591町歩で、小作地率は38%であった。この小作地の内訳は、不在地主による所有地が93町歩、在村地主地は498町歩。いわゆる第二次改革法にもとづく作業が1947年(昭和22)3月より開始されるが、本村では昭和23年3月までの1年間に、すでに小作地の76%にあたる448町歩が解放された(表-13の1)。

昭和22年5月15日に波野村農地委員会が開催されている。当会議における提案事項はつぎのとおり。

1. 第二次買収農地に対する対価決定の件
2. 第二次農地買収計画の件
(第一次買収漏れの不在地主の農地)
(在村地主[8名]農地の買収)
3. 所有権移転及び耕作権に関する件

ちなみに、当時の社会状況をみると、5月3日に日本国憲法が施行され、15日には社会党

左派が日本共産党と絶縁声明を発表、20日には吉田内閣が総辞職するなど、戦後の民主改革が着実にすすめられていくなかにも、政治・経済はいぜんとして動盪期にあった。県内では、3日に新憲法施行記念式典が熊本女子師範講堂で開かれ、桜井知事が憲法前文を朗読。市内では祝賀行列もおこなわれた。15日には、「乳牛の島」といわれた天草・登立町(現大矢野町)で初の酪農祭がもよおされている。とりわけ記録に残る災害として、5月26日に、阿蘇中岳第一火口が1年ぶりに爆発。以来数ヶ月にわたり60年ぶりのヨナ被害が広がり、放牧の牛馬約200頭が死亡している。

農地改革の作業は、前述のように、すでにこの年の3月1日よりいわゆる「第二次改革」への着手が指令されている。これに対応して熊本県では、5月1日に「第2回・県農地委員会」が開かれ、県下を3地域に分けて、「在村地主所有限度を6反~1町4反、自作所有を1町8反~4町7反の範囲をめどとする」旨を中央農地委員会に申請した(熊本日日新聞社『熊本の昭和史(年表)』1987年版)。15日の波野村農地委

表-13の1 波野村・農地改革による小作地解放の経緯
(昭和23年5月現在の間実績)

(単位:町歩)

		自作地	小作地	合計	
農家人口調査(昭和21年4月26日)		643人	740人	1,383人	
農地面積 (昭和20年11月23日)	在村地主所有	975町歩	498町歩	1,473町歩	
	不在村地主所有	—	93	93	
計		975	591	1,566	
----- (11月23日以降の農地増加)		2	2	4	
改革の実績	解放面積	買収済み地	—	448	448
		所管換え地	—	29	29
		買収予定地	—	60	60
		小計	—	537	537
	未解放地	個人所有	977	56(地主地)	1,033
法人・団体所有		—	—	—	
小計		977	56	1,033	

資料) 波野村「昭和23年・農地委員会関係綴」のうち『農地解放完遂調査総括表』
(昭和23年5月10日付提出・熊本県農地部長宛報告書)

熊本県農業史断片 戦後農地改革と自作農の創設

表-13の2 波野村における農地改革時の小作地買収計画
(昭和22年度作成の「農地を買い受けるべき者」のリスト)

(単位: 10a (反))

農地を買い受けるべき者の氏名 (実名伏せ)	経 営 面 積				貸付地 (所有地のうち貸付地)
	自作地 (所有地のうち自作地)	小 作 地 面 積		うち、1~5次の買収計画対象地	
1		24.88	18.72		6.16
2	45.24	30.67	14.57	〃	
3	25.81	—	25.81	〃	対
4	21.62	—	21.62	〃	
5	19.19	—	19.19	〃	象
6	42.47	15.79	26.68	〃	
7	16.18	—	16.18	〃	農
8	26.95	—	26.95	〃	
9	3.05	—	3.05	〃	家
10	14.68	8.20	6.48	〃	
11	33.42	—	33.42	〃	全
12	38.79	8.75	30.04	〃	
13	28.03	20.00	8.03	〃	て
14	3.35	—	3.35	〃	
15	37.46	18.23	19.23	〃	貸
16	31.14	9.75	21.39	〃	
17	32.31	6.44	25.87	〃	付
18	49.47	34.48	14.99	〃	
19	15.00	9.00	6.00	〃	地
20	48.70	37.35	11.35	〃	
21	32.93	—	32.93	〃	な
22	27.67	—	27.67	〃	
23	32.95	—	32.95	〃	し
24	49.27	33.42	15.85	〃	
25	31.75	23.18	8.57	〃	
26	27.55	25.28	2.27	〃	
27	68.95	68.20	0.75	〃	
28	29.62	13.23	16.39	〃	
29	23.02	9.66	13.36	〃	
30	25.38	1.94	23.44	〃	
31	30.24	10.96	19.28	〃	
32	26.93	19.31	7.62	〃	
33	26.71	—	26.71	〃	
34	22.07	19.73	2.34	〃	
35	32.19	27.11	5.08	〃	
36	24.87	3.43	21.44	〃	
37	1.55	—	1.55	〃	
38	26.18	7.69	18.49	〃	
39	9.81	—	9.81	〃	
40	0.66	—	0.66	〃	
41	24.89	—	24.89	〃	
42	0.14	—	0.14	〃	
43	66.67	66.00	0.67	〃	
44	53.08	51.93	1.15	〃	
45	57.27	47.63	7.64	〃	
46	47.48	—	47.48	〃	
47	49.04	45.00	4.04	〃	

資料) 波野村『昭和22年度農地委員会・議案資料綴』の手書き原資料より作成。原資料では、面積単位が反・畝・歩(坪)で記されているが、本表では反に換算した。

例えば、「24反8畝24歩」は、「24.88反」となる(30歩[坪]=1畝)。

員会の開催も、これに呼応したものであった。

さて、波野村の「昭和22年度・農地委員会議案書」によれば、当時の解放対象の在村地主として、佐伯家(6筆, 18.3町歩), 大塚家(22筆, 62.7町歩), 榎木野家(12筆, 27.7町歩), 城井家(13筆, 26.3町歩), 高木家(12筆, 24.3町歩)などがあげられている。

また同史料には、「農地を買い受けるべき者」として47名の自小作者のリストが記されている(表13の2)。経営規模についてみると、多くが畑地3~5町歩程度の小規模畑作の自小作農家(統計上は自己所有の耕地が50~90%をしめる農家のことであるが、1941年以前の統計では小作の割合が大きいいわゆる自小作農もここにふくまれていた)であるが、なかには5町歩以上の農家も4

戸みられる、それらは完全自作農家に近い自小作農家と思われる。他方、自己所有地を持たない完全小作農は18戸であるが、なかでも1町歩未満の零細規模農家が5戸、1反にも満たない貧農家も2戸みられた。所有農地を他人に貸し出している農家はまったくみられない。ここにあげられている農家のそれぞれの小作地は、すべて第1次から5次にわたる買取・売り渡しの対象とされ、作業がすすめられた。

こうして、1950年(昭和25)までの本村における農地改革状況をまとめると、農地525町歩と宅地牧野232町歩が解放され、農家戸数554戸のうち85%にあたる467戸が完全自作農家となったのである(表13の3)。

改革当時の一畝を、佐伯易夫元波野村長の証

表-13の3 波野村・農地改革期間における買取面積の推移(昭和22~25年度)

年度	区分	農地	宅地・牧野	実績
昭和22年度		363町	-町	昭和25年現在、残存小作地は31町歩、地主43名、小作人87名となる。 農家戸数554戸のうち85%にあたる467戸が完全自作農となる。
23		125	141	
24		23	78	
25		14	13	
合計		525	232	

資料) 波野村『村勢概要』(1950年12月), 6ペ-ジ。

表-14 波野村における自作・小作別農家数の推移

(単位:戸)

	農家総数	自作	自小作	小自作	小作	その他
明治19年	465	324	141	...
大正12年	325			...
昭和6年	483	84	242		157	-
21年	477	168	85	66	122	36
24年	546	415	89	7	15	20
25年	555	486	49	9	11	-

- 資料) 1. 明治19年, 昭和6年は, 波野村役場『現住戸数職業別調』。
 2. 大正12年は, 農務局『50町歩以上地主名簿』より, 該当する5戸の地主の支配した小作戸数。
 3. 昭和21年は, 『熊本県政資料』(昭和28年版)
 4. 昭和24, 25年は, 農林省熊本統計事務所『熊本農林水産統計年報』(各年次)。ただし, 昭和25年の「世界農林業センサス」による悉皆調査が実施されるまでの補間調査により, 全農家のうち1/20を抽出して実施された抽出調査の結果である。

言から紹介しておこう。

「私の家は波野村と産山村，現在の分県田田市にまたがって田畑 70 町歩，山林など 120 町歩ほど所有していました。

昭和 22 年 5 月にシベリア抑留から復員してみると，兄（故人）は結核で自宅療養中。作男が家の周囲に作っていた 8 反の畑で，郵便局長だった父（同）がやったことのない農作業を始めていました。また，自作地は手元に残るので，波野にあった田のうち 5 反を小作人に返してもらいました。

結局，農地で残ったのはこれだけ。補償金は

百万円で打ち切りでした。しかし兄も父も『仕方ない』と言っていました。わが家は農地解放より，預金封鎖と財産税でギャフンと言った。食べるのに困りましたね。

もちろん年配の地主の中には農地解放に不満の人が多かったのも事実。しかし，解放前の農家は本当にきつかった。村で米の飯を食べていたのは 2，3 軒でしょう。封建的な上下関係もなくなったし，農地解放はやはり良かったと思います。」（熊本日日新聞・平成 7 年 1 月 18 日付記事「戦後 50 年くまもと回廊 農地改革」より）。

表-15 波野村・戦後改革期における地区別耕作面積および貸付面積（昭和 26 年 8 月 1 日現在）
（単位：10a（反））

所有地 地区名	村 内				村 外			
	耕作（経営）地			貸付地	耕作（経営）地			貸付地
	自作地	借入地	計		自作地	借入地	計	
檜木野	701.417	38.807	740.224	92.129				
赤仁田	1403.218	97.119	1500.407	69.300				5.825
小池野	1153.316	47.021	1200.407	44.005	132.304		132.304	6.815
笹 倉	983.917	47.507	1031.424	60.426	64.728		64.728	3.000
大 道	215.723	29.100	244.823	14.000				
坂 上	1177.814	13.922	1191.806	17.503	67.325		67.325	
立 塚	803.503	94.816	898.319	18.515	69.812	4.400	74.212	8.005
横 堀	1171.809	22.903	1194.712	15.315				
遊 雀	1106.229	30.425	1136.724	5.828				
中 道	829.712	35.122	864.904	8.011				
山 崎	410.616	5.518	416.204					
仁田水	654.017		654.017		177.709		177.709	
中 江	x	x	794.824	21.721	9.500		9.500	
小 園	x	x	x	x	x	x	x	x
滝 水	523.410	44.707	568.117	13.100	33.801		33.801	
合計	ha (町) 1,113.5	ha 50.7	ha 1,243.7	ha 38.0	ha 55.52	ha 0.44	ha 55.96	ha 2.37

資料) 波野村「農業委員会・会議案資料綴り」(1952 年(昭和 27) 1 月)より，筆者作表。

注) 1. 各地区欄の単位は 10 アール(反)。合計欄はヘクタール(町)。

2. 中江地区や小園地区の x 印は，資料保存状態が悪く判読不能の部分。したがって，合計欄は概数にすぎない。

4 新しい「波野型営農」への前進

藩政期以降、広大な山林原野を「個人割り慣行」（私的所有かつ個人利用）のもとに占有しつつ支配力を残存してきた畜産・畑地主は農地改革によって基本的に消滅した。しかしこのことは、阿蘇山東部の高原畑作における伝統的な「原野 - 役肉和牛（褐毛） - 畑作（トウモロコシやナタネ、小麦）」という粗放的・自給的経営の苛重を、農民自らが直接に背負わなければならないことを意味する。戦後改革期における波野村の苦悩はここから始まる。

農地改革が着実に進められていた頃、国内での食糧不足は深刻であって、土地改革とともに食糧増産こそが国政の最大の緊急課題となっていた。波野村でも例外ではなかった。たまたま、昭和20年8月26日に九州を襲った猛烈な台風により、収穫期にあったトウモロコシは倒伏して平年の半分程度の収穫しかなく、自家用食糧の確保さえままならない状況にあった。こうしたなかで、当時本村に駐屯していた農耕隊が北海道から持ち込んでいた種バレイショが注目され、翌21年の春、村経済課をとおして北海道よりバレイショ種子を購入、希望農家に配布栽培を指導して、7月には収穫を得た。これにより、食糧危機をなんとか乗りきることができたことが記録されている。この経験が、その後の波野村における新たな生産力体系をめざした営農改善のきっかけともなっていく。

やがて、戦後改革期からまもなく経済復興期へ向かいつつあった1953年（昭和28）、『波野村産業振興第一次計画書（昭和29～31年度）』が策定され、伝統的な褐毛和牛の増産を基幹としつつも、特産物の重点事項として「採種バレイショ」の本格的導入が明示された。さらに当時の古沢継喜村長の熱意のもと、1955年（昭和30）、群馬県嬬恋の農林省・馬鈴薯原々種農事試験場から専門技官が本村へ赴任、厳格な生産指導がはじめられた。そしてまもなく昭和31年2月2日、天草苓北町方面へ種子バレイショの初出荷がなされ、同年11月には鹿児島、沖

繩へも出荷された。さらに翌32年11月には、国の指定種苗地として生産地指定をうけて35畝に作付を拡大、村の新しい特産物としてスタートすることになる。

また、戦後段階における本村の生産構造に改革をもたらした要因で、いま一つ特筆すべき点は、昭和30年代に入って、高冷地野菜生産とくにキャベツ生産技術の導入がはかられたことである。

1954年（昭和29）、熊本県は高冷地畑作地帯の営農改善事業に着手し、波野村の1,500畝を中心とする周辺5,000畝におよぶ地域を「営農試験地（畑作改善）」に指定。4年計画による経営構造改善の詳細な実態調査をすすめた。その成果は、『昭和29～32年度・波野営農試験地事業計画書 - 畑作改善 - 』および『営農試験地事業成績書』（1959年）としてまとめられている。そのなかで、つぎのように述べている。

「この地帯における経営の主幹部をなしているのは玉蜀黍と菜種による耕種部門と和牛生産の家畜部門で、農家経済はこの3者によって大体維持されている。玉蜀黍及び菜種の商品化率は42～97%、とくに菜種は90%以上が商品化されているが、現金収入はきわめて低く、いままって自給的色彩が濃厚である。土地利用度は120～140で、二年三作の作付体系を主体とし、一年二毛作の比率は50%内外で、冬期休閑は40～60%に及んでいる。」（『事業成績書』1959年、文献②、57ページ）

ここでは、波野高原のきびしい自然条件、農地利用形態の現状と問題点（二年三作ないし一年一毛作の作付け体系、労働力の投下配分）、農家経済の現状などについて詳細な分析がなされ、そこから営農形態の改善をはかるべく、農地利用の高度化（一年多毛作体系への脱皮）の方向が明確に示された。こうした県の営農指導による努力もあって、それまでの陸稲、小麦、そば、小大豆、トウモロコシ、ナタネの隔年組みあわせによる自給自足的な「二年三作」の生産構造から、換金作物の導入による「一年多毛作」構造

への脱皮がはかられていった。

1961年(昭和36)に『第三次産業振興計画』(波野村 自昭和37年至41年)が策定されている。基本的には32年の『農村振興基本計画』で立てられた構想の継続実施と推進を内容としているが、とりわけ「計画に基づく営農設計の構想」の項では、「農家3類型・4年4圃輪作体系」という新しい営農類型への取り組みが提案されている。この内容を詳述する余裕はないので、ごく簡単に紹介する。

具体的には、本村の農家を「2畝以下層」「2~3畝層」「3畝以上層」の3類型に区分し、それぞれ「4圃輪作体系」の例を示して営農指導をおこなう。

2畝以下層の場合でいえば、

*2畝以下層(232戸)

大半は兼業農家であるが、商品化の高い蔬菜を導入し、あわせて休閑地で栽培する飼料と蔬菜の残菜を利用して、1戸平均10~12頭の肥育豚を導入する。とくにこの階層では、「4年4圃輪作型」を確立する。

<輪作例:1.6畝の場合=>

1圃4反×4圃とする>

第1圃=夏秋(陸稲4反)

冬期(麦2反+菜種2反)

第2圃=夏秋(キャベツ2反+小大豆2反)

冬期(燕麦2反+休閑)

第3圃=夏秋(白菜2反+ごぼう)

冬期(休閑)

第4圃=夏秋(パレイシヨ3反+トウモロコシ1反)

冬期(青刈大豆2反+トウモロコシ2反)

<経済収支(目標)>

粗収入48万円=支出30万円+余剰(農業所得)18万円

この構想で打ちだされている「3つの営農類型」は、制定まもない『農業基本法』で謳われた構造政策のなかの「自立経営農家」の理念に対応していることは言うまでもないだろう。

山間地に位置する波野村においては、全国の山

村地域がそうであったように、やがて始まる基本法農政のもとでの生産構造政策の圧力のなかで、それでも地域に内在しつづける農民的経営のエネルギーをいかに析出し前進さすべきか、まさに苦悩の選択を迫られていったのである。

その苦悩のなかで、戦前段階の粗放的な高原畑作経営からの脱皮をめざして、陸稲、高冷地蔬菜、褐毛和牛、養豚、飼料作などが合理的かつ複合的に組みあわせられた農民的営農類型としての「波野型自立経営=1圃4反・4年4圃輪作体系」は、いわば新波野段階ともいふべき、まさに戦後期の新しい生産力段階を画するものであったといえよう。

こうして、阿蘇山東部において高原畑作農業がもっとも典型的かつ伝統的に営まれてきた波野村農業も、戦後改革から高度経済成長期をへて次第に変貌をとげていく。

(本節は、『波野村史』[1998年刊]所収の拙稿「第11編 戦後の農業」をもとに加除・修正したものである。)

本稿における参照・引用文献及び史料

(頭の番号は、本文の引用箇所での「文献」などとしている番号に対応する)

綿谷 昶夫「資本主義の発展と農民の階層分化」(東畑精一・宇野弘蔵編『日本資本主義と農業』第4章)岩波書店、1959年。

田中 定「佐賀県平坦地帯一農村の分析」1939年(近藤康男編『昭和前期農政経済名著集』(6)、農山漁村文化協会、1978年、所収)。

大石嘉一郎『戦後改革と日本資本主義の構造変化 - その連続説と断絶説』(東京大学社会科学研究所編『戦後改革 - 課題と視角』第2章)、「農地改革の歴史的意義」(同『農地改革』第1章)、東京大学出版会、1975年。

柏 祐賢・坂本慶一編著『戦後農政の再検討』ミネルヴァ書房、1978年。

農林省監修・(財)農政調査会農地改革記録委員会編『農地改革顧末概要』御茶の水書房、1977年。(財)農政調査会編『農地改革事件記録』1956年。